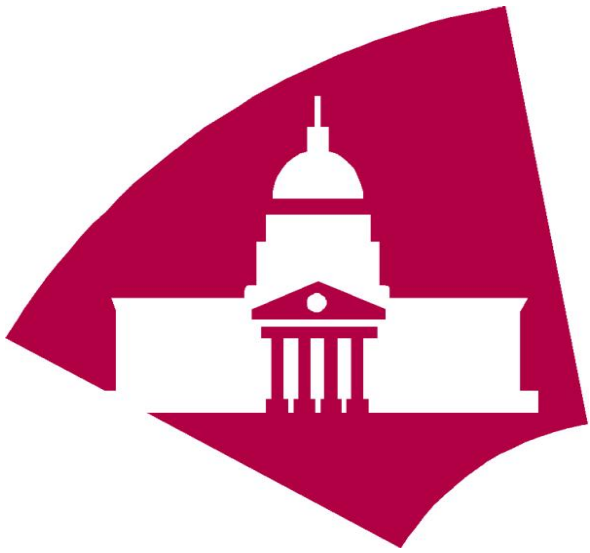


参议院外交防衛委員会



〈関係出席者〉

国務大臣

・ 外務大臣

・ 防衛大臣

内閣官房副長官

・ 内閣官房副長官

政府参考人

・ 外務大臣官房参事官

・ 防衛省運用企画局長

・ 防衛省人事教育局長

中曾根弘文君
浜田 靖一君

鴻池 祥肇君

兼原 信克君

徳地 秀士君

渡部 厚君

〈質疑内容〉

・ 北朝鮮ミサイル発射問題に関する件

・ 北方領土問題に関する件

・ 自衛官の再任問題に関する件

●**風間直樹君** 最初に、北朝鮮のミサイル発射問題につきましてお尋ねをいたします。

まず、この自衛隊法の八十二条に定められた緊急対処要領についてお尋ねをいたしますが、八十二条の二の三項、「事態が急変し同項の内閣総理大臣の承認を得るとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合」、「緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、同項の命令をすることができると」と、このように規定をされています。この緊急対処要領につきましては、これにかかわる手順というのがあるというふうに聞いています。この手順を有効にするために必要な措置が様々あるということでございます。

この措置、具体的にどういふものがあるのか、そしてそれらを調べたり、あるいは実効性あるものにするために必要な時間がどの程度掛かるのか、その二点についてお尋ねをいたします。



●**政府参考人(徳地秀士君)**
お答えを申し上げます。

一般論ということではございますけれども、今御指摘の自衛隊法の第八十二条の二の第三項に基づきまして、自衛隊が弾道ミサイル等に適切に対処するためには、例えば民間航空機の航行の安全の確保のための空域の調整でありますとか、あるいは電波利用の調整等に係る措置につきまして、事前に関係省庁と調整を行うことが必要となるというような場合がございます。

それから、民間航空機の航行の安全のための空域の調整が必要となる場合には、国土交通省と調整をして、その調整内容に従って適切な措置を講ずると、こういうことになると思っております。それから、電波利用につきましては、関係行政機関の調整と並行いたしまして、自衛隊法の第百十二条の第二項に基づきまして総務大臣の承認を得ると、こういうような作業を行うということになっております。

今、このようなことにつきまして検討する必要があるというふうにご考えております。

●**風間直樹君** 防衛大臣に伺いますが、そうしますと、少なくとも国交省あるいは総務省との間であらかじめ時間を設けて連絡を取り相談する必要があると。

北朝鮮が発射時期として明示していますのが四月の四日から八日ということですので、もうそろそろこういった連携をされないと間に合

わなないと思いますが、されていらっしゃるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

●**國務大臣(浜田靖一君)** 当然、先生の御指摘のようにこういう、今私どもから説明をさせていただきましたが、各省庁間でやっておくことというのはあるわけでございますので、私としてはこの件に関しては前々から念頭に置いていたところもござりますので、今検討を始めさせていただきます。

●**風間直樹君** そうしますと、念のための確認ですが、自衛隊法の八十二条には、あらかじめ総理の承認を得て、これは安全保障関係閣僚会議ということになるんでしょうけれども、そのことと、それから総理の承認を得るいとまがない場合にはと、この二つが規定されていますけれども、今大臣がおっしゃった事前の省庁との連絡、連携というのは、この八十二条に基づく行為なんでしょうか、それともそれは関係なく行われるということなんでしょうか。

●**國務大臣(浜田靖一君)** これは、あくまでもこの判断をする前準備の調整だと私は思っております。

いずれにしても、どちらの要するに項を、一か三なのかというのは、これは大変そういう意味では、今回のロケットというお話でいろんな事前に情報も言われているわけでございますので、そういった意味においては、その一に該当するのか三に該当するのか、この二つのところをもう一度確認しつつ、もしもの場合にどうするのかということも含めて関係省庁と相談をしながら情報交換をしているというところでございますので、これからの、それとはまた、事前の話だと思っております。

●**風間直樹君** 鴻池官房副長官お越しいただいておりますので、お尋ねをいたします。

今回北朝鮮がミサイルを発射した場合、政府として制裁措置を検討す

る考えがあると、こういった発言がマスコミに対する取材の一環としていろいろなされております。今日の新聞にも、外務省の齋木局長がそれに類する発言されたことが出ていますけれども、政府としてその制裁措置を検討する考えのあるなし、ある場合にはこういった内容になるのかと、その二点についてお尋ねをしたいと思います。

●**内閣官房副長官(鴻池祥肇君)** 途中で議論に参加いたしましたので、中途半端なお答えになるかもしれませんが、まずは政府とすれば、地域の平和あるいは安定を覆すような行為を中止するように強く求めておるといのがこれは一つでございますし、個人的に言えば、我が頭上をそれが飛んでいくということは極めて不愉快であり、無礼なことであるというふうに私は個人的に思っております。

そこで、ただいまの御質問の中の、八十二条の三項をいかにするかということに関しては、冒頭にお話を申し上げましたように、現在、平和と安定を覆すような行為というものはやめるようにということとを政府としては今懸命の努力をして説得をしているということでございますので、それを防衛大臣が判断し、そして総理が御決断されるということについては、ただいまの時点では申し上げることはないと、このように考えております。

●**風間直樹君** 最近の総理の様々な発言を伺っておりますと相当強い決意をお持ちでいらっしゃるようにお見受けをいたしますが、官房副長官も、総理の身近にいらっしゃるようになって同じような印象を抱いていらっしゃるのでしょうか。

●**内閣官房副長官(鴻池祥肇君)** 総理のお考えあるいは近い将来の御決断、あるいはそれが、事前に北朝鮮がこういう行為をストップするかどうかといったことの判断が付きかねておりますので、私自身はそれに対してお答えする立場ではないと、このように思っております。

●**風間直樹君** それでは、続きまして北方領土の返還交渉につきましてお尋ねをいたします。

去る二月十八日にサハリンにおきまして日ロの首脳会談が行われました。ここでこの領土の返還に向けて交渉を一段と加速していくと、こういった趣旨のやり取りがあったように感じております。この背景には、サハリンで行われております天然ガスのプロジェクト、これもあるでしょうし、また昨年の夏に起きましたグルジアでの紛争も影響しているのではないかと私自身は考えております。

そこで、具体的にお尋ねをしてみたいと思いますが、この首脳会談を受けての外務省のプレスリリースによりますと、このような表現が出てまいります。メドベージェフ大統領のアプローチについて、平和条約交渉に新たな方向性を与える可能性があるものと受け止めていると。これは日本政府が、あるいは外務省が受け止めているという表現なんです。この認識につきまして、なぜそのような可能性があるかと受け止めていらっしゃるのか、ちょっと詳細なお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

●**国務大臣(中曽根弘文君)** メドベージェフ・ロシア大統領は、この北方領土の問題解決につきましては、新たな独創的で型にはまらないアプローチと、そういうふうな指示を出したものと承知をいたしておりますが、これは領土問題の最終的な解決に向けたメドベージェフ大統領の姿勢を述べたものと、そういうふうな理解をしているところでございます。

この問題に真摯に取り組もうとする同大統領の姿勢の表れと考えておるところでございますが、日本とロシアの間におきましては、経済的ないろいろな関係が、今サハリンのプロジェクトのお話ありましたけれども、密接になっている中で、領土問題がこれと懸案になっているということ、ロシアの大統領としてもこの問題に対してこういう形で解決をすべきではないかということ、そういう指示をされたものではないかと、そういうふうな思っております。

●**風間直樹君** ロシアの大統領が出したその新たな独創的で型にはまら

ないアプローチ、この下で作業を行うと。これはどうも内容がはっきり分らないんですけれども、外務省としてはこの内容をどのように分析、解釈していらっしゃるのでしょうか。

●**国務大臣(中曽根弘文君)** 今申し上げましたけれども、これは具体的な提案ということでは、そういうような性格ではないと、そういうふうな思っております。領土問題の最終的な解決に向けた大統領を始めロシアの姿勢を述べたものと、そういうふうな理解をしております。

日本側といたしましては、メドベージェフ大統領がこういうようなアプローチを指示したということを受けて、今後の交渉でのロシア側の対応というものが更に明らかになるということを期待をしているところでございます。

●**風間直樹君** 念のため確認ですが、当然、我が国の政府としては、これまでの日ロ間あるいは日ソ間で合意をされてきたあるいは締結されてきた様々な条約あるいは内容に基づいて、この大統領の言う新たな独創的で型にはまらないアプローチというものへと発展させていくと、こういった考えでよろしいですね。

●**国務大臣(中曽根弘文君)** おっしゃるとおり、今までの両国間のいろいろな協議がありますけれども、その上に更に今回、そういうふうな形でのアプローチというものを指示されたものと、そういうふうな思っています。

●**風間直樹君** もう一点、こういう表現が出てくるんですが、麻生総理からは、昨年十一月の首脳会談後にメドベージェフ大統領が事務方に具体的な指示を出されたことはうれしく思うと、こういうふうな述べたという表現が出てきます。

この大統領が事務方に出した具体的な指示の中身というのはどんなものなんでしょうか。

●政府参考人(兼原信克君) お答えいたします。

昨年十一月のリマでの日口首脳会談におきまして、麻生総理とメドベージェフ大統領が本年の一連の首脳レベルの会談を念頭に、今後必要となる作業に言及した上で、具体的な作業に入るよう事務方に指示するということまで一致したわけでございます。

その後、昨年十二月に訪日をしましたナリイシュキン・ロシア大統領府長官の麻生総理への表敬の際、あるいはそれに加えて累次のロシア外務省との協議を通じまして、ペルーでの首脳会談の後にメドベージェフ大統領が新たな独創的で型にはまらないアプローチの下で作業を行うように指示したということが確認をされたわけでございます。

この指示の内容でございますが、これはロシア側事務方に対してロシア大統領からなされたものでございますが、新たな独創的で型にはまらないアプローチが、これは具体的な提案という性格のものではなくて、領土問題の最終的解決に向けた取組の姿勢を述べたものというふうな私どもは理解をしております。

我が方としては、メドベージェフ大統領がこのアプローチを指示したことを受けて、今後の交渉の中でロシア側の対応が明らかになることを期待しておる次第でございます。

●風間直樹君 同じ文書の中で、両首脳は、この問題を我々の世代で解決すべく、帰属の問題の最終的な解決につながるよう具体的な作業を加速するよう事務方に追加的な指示を出すことで一致したと、こうあります。

日本政府としては、あるいは麻生総理としては、この追加的な指示を既に事務方に出されたのかどうか、また出された場合、その内容はどんなものか、お尋ねをいたします。

●国務大臣(中曽根弘文君) サハリンでのメドベージェフ大統領と麻生総理との首脳会談を受けまして、日本側におきましては麻生総理から、北方四島の帰属の問題の最終的解決に向けた交渉というものを強化してい

くための指示というものを総理から受けているわけでございます。

指示の具体的な内容については、交渉中の案件でもございますので、またロシア側との関係もございまして、お答えすることは差し控えさせていただきます。

●風間直樹君 ちよつとここで外務大臣にお伺いしたいんですけれども、麻生総理は、御本人が外務大臣在職当時、いわゆる北方領土の面積折半論と、こつこつと趣旨の発言をなされたことがあります。その上で、先日、二月十九日の衆議院の予算委員会におきまして、これは鈴木宗男議員が質問をされたことに麻生総理が答えられたんですが、鈴木議員から歯舞、色丹、国後、択捉の四島が日本領として確認されない限り平和条約は締結しない認識は変わりないですかと、こつこつ質問を受けまして、総理が、四島の帰属の問題、こつこつ一番肝心なところですが、委員の言われたとおりですと、こつこつこつこつに答弁をされていらっしゃいます。

つまり、麻生総理御自身が、外務大臣在職当時の面積折半論という発言をされた経緯もあるけれども、そういった考えが変わって、現時点、総理としては四島の帰属の問題を解決した上でないと平和条約は締結できないと、こつこつこつこつに考え方に言わば進化をされたと、このように私自身は受け止めているわけでございます。

さきに小泉元総理がやはりロシアに訪問されました、向こうでのシンポジウムに出られました際にもこの面積折半論への言及があったんですが、総理がもうおっしゃっているものですかいいんですが、念のため大臣にも確認をさせていただきますが、大臣の御認識でも、ロシアとの間の平和条約の締結に際しては、四島の帰属の問題を解決し、確認した上でないと締結はできないと、こつこつこつこつによろしいですね。

●国務大臣(中曽根弘文君) 政府の方針、外務大臣はということでございますが、我が国固有の領土であります北方四島の帰属の問題をまず解決して、そして我が国とロシアの間でその後平和条約を締結するという、これが基本的な考えでございます。

北方四島の帰属を最初にまず決めるといことが一番大事だと、そういうような方針でございますが、この帰属が確認されれば、実際の返還の時期とかあるいは態様、また条件については弾力的といえますか柔軟に対応すると、そういう考えでございます。

●風間直樹君 そこは非常に大事な部分だと思っっているんですけども。

さきの二月の十八日の日口首脳会谈の内容を見ますと、国境の画定の最終的な解決を図る、そのために双方が交渉し、努力をしていくと、こういうことになっているわけですが、この国境の画定の最終的な解決を図る上で、今後日本政府として様々な提案をし、アプローチをしていくんだらうと思えます。

その日本政府のアプローチのベースとして、かつて川奈における橋本総理とエリツイン大統領との間で日本政府から提案された川奈提案、これをベースとするお考えがあるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。



●国務大臣(中曽根弘文君)

お尋ねのことでございますが、これは平和条約交渉の内容にかかわる事項でございます。ロシア側との関係もあることでございますので、お答えすることは差し控えます。ただ、先ほど申し上げておりますように、まず政府としては、帰属の問題をこれは確認すると、我が国への帰属でございます。ですから、確認する、そしてその後、実際の

返還の時期とか態様などについては柔軟に対応するというところに変わりはございません。

●風間直樹君 大臣としては、現時点で日口間の国境をどこに引くべきかというお考えはお持ちでしょうか。

●国務大臣(中曽根弘文君) 先ほどから申し上げておりますように、四島の返還というものを、私どもはこれはもうずっと方針変わっておりませんので、そういうことでございます。

●風間直樹君 そうしますと、かつて川奈提案でなされたこと、これは巷間言われているんですけども、択捉島と得撫島間に国境線を引くというのが一つの選択肢と、このように受け止めてよろしいでしょうか。

●国務大臣(中曽根弘文君) 川奈提案の実際の、今、川奈提案とおっしゃっておられますけれども、これにつきましては対外的に公表もいたしておりませんし、これは交渉の問題でございますので、お答えについては差し控えていただきたいと思います。

●風間直樹君 分かりました。

では、続きまして、質問を次の項目に移らせていただきますが、北海道の通信基地に配属をされております女性自衛官の任用拒否の問題につきましてお尋ねいたします。

簡単に経緯を申し上げますが、二〇〇四年、陸上自衛隊に入隊をされた女性自衛官が、翌五年、北海道の通信基地に配属をされました。この方が、二〇〇六年の九月、同僚から性暴力被害に遭うという事件が起きたわけでありまして。その後、その翌年の二〇〇七年三月の任用更新時に退職を自衛隊から強要されたと。それを受けて、同年の五月に札幌地裁に訴訟を提起したわけでありまして。その後、今年一月三十日、二回目の任用更新の時期が来たわけですが、その際、任用継続拒否の

通知書を防衛省から受け取られました。この方は、今週の日曜日になりまずでしょうか、三月の二十二日に実質解雇になると、こういう経緯であります。今週の日曜日ですので、時間が迫ってきておられるわけです。

性暴力被害に遭ったと、いわゆるセクハラ事件ということになっているんですが、まず防衛大臣にお尋ねをしますけれども、大臣はこのセクハラ事件について御存じなのかどうか、その詳細を把握していらっしゃるのかどうか、お尋ねをいたします。

●**国務大臣(浜田靖一君)** 御指摘の件につきましては、私も部下から事前に報告を受けておりまして了解をしておるところでございます。

自衛隊法第三十一条においては、隊員の任用は私そしてまた委任を受けた者が行うものとされておりまして、今回の件に関しましては航空自衛隊の北部航空警戒管制団の司令に委任をしているところでございます。

●**風間直樹君** この事件の調査委員会があるのかどうか、またあるとした場合、その報告書といったものが出されているのか、さらに何らかのこういったセクハラ事件ですから再発防止策が講じられているのかどうか。この三点、お尋ねをいたします。

●**政府参考人(渡部厚君)** お答えいたします。

このいわゆるセクハラ事件でございますけれども、これについては特に防衛省内に調査委員会というようなものは設置いたしておりません。

ただ、いわゆるセクハラ防止のための施策につきましては、いろいろそれぞれの部隊に実態の把握あるいは防止策といったようなものにつきまして徹底を図っていると聞いております。

●**風間直樹君** 大臣にお尋ねしますが、この女性自衛官の任用継続の拒否につきましては、大臣もその経緯を把握していらっしゃるということでございますけれども、大臣として継続を拒否することについてそれが正当であると考えていらっしゃるかどうか、またその根拠は何か、お伺い

きますでしょうか。

●**国務大臣(浜田靖一君)** この件に関しましてはいろいろな情勢等も含めて報告を受けているところでございますけれども、今回、拒否というよりも、継続を拒否したというか、満期ということもございまして、我々とするれば、いろんな制度の下で厳正に判断をさせていただいて、その中で結論を出したものであるというふうに私自身は報告を受けているところでございます。

●**風間直樹君** これは政府参考人にお尋ねをいたしますが、今回、任用継続をしないという理由が御本人に対しても明らかにされていないということでもあります。過去に同じように任用継続をしないとされた元隊員の方々たちに対しても同様、御本人にさえその理由は示されなかったんじゃないでしょうか。その点、御答弁お願いします。

●**政府参考人(渡部厚君)** いわゆる陸海空の士の任免につきましては、先ほど大臣から御答弁ありましたように、それぞれ部隊のレベルに応じて指揮官に委任されているという状況がございまして、それぞれの任命権者の判断によりまして継続するかしないかということが行われるわけでありまして。

したがいまして、個々の人事においてどういう対応をしたかということにつきましては、それぞれの部隊指揮官のところでもやられるわけでございますので、必ずしもすべて把握しているという状況ではございませんけれども、現在のところ、継続任用しなかったということを明示的にこういうこという理由でしなかったんだよということを申し伝えたという事案については把握しておりません。

●**風間直樹君** そうしますと、大臣、具体的にこういう理由で任用継続をしなかったということ把握していないという事務方の御答弁でございましたけれども、そうしたら大臣としては、あくまでもその経緯のみ承



知していらっしゃると、その詳細な内容については承知されていないと、こういうことでよろしいですね。

●**国務大臣(浜田靖一君)** 当然、我々、その経緯の報告は聞いておりますけれども、その際の判断についての部分は、私の方が委任しておるわけでございますので、そちらの方にお任せをしているということだと思います。

●**風間直樹君** 参考人にお尋ねしますが、かつて同様のケースで訴訟になった、裁判になったケースというのはあるでしょうか。任用継続をしないといったことに対して隊員から裁判を起こされたというケースは過去ございますか、ほかのケースで。

●**政府参考人(渡部厚君)** ケースとしては二、三のケースがあったと、私今ちよつと手元に資料ありませんが、記憶しております。その判例におきましては、継続任用というのはあくまでも任命権者の裁量行為であって必ずしも継続することが義務ではないということ、それから、継続任用しなかった場合にはその理由を明示的に相手に対して示す必要があるかないかということにつきましては、必ずしも示す必要はないというような判示があったように記憶いたしております。

●**風間直樹君** 過去にこの継続任用を志願したけれども任用されなかった人数という資料が手元にあるんですが、平成十五年から十九年までの五年間、航空自衛隊ではお一人のみなんですね。海上自衛隊では六人と

いうことになっていきます。非常にレアなケースだということでもあります。

大臣、私からの一つの提言なんです、今回、発端が男性の同僚隊員によるセクハラ事件であります。それが契機となっているんな紆余曲折が恐らくあったんでしょう。ただ、この女性の任用が継続されないということになっているわけでありまして。やはり発端が発端でありますので通常のケースとは違うとも言えますから、大臣にはここでひとつ、この女性のケース、なぜ任用継続をしないのか、その理由につきましては大臣御本人にやはり詳細を承知していただいた上で、今回の人事が公平かつ適正と言えるかどうか、その御判断を最終的にいただきたいというふうに思います。

したがって、私としては、今回この女性に対する任用継続をしないという措置を撤回した上で、大臣の御判断を加えて再調査の上で、再度、公平かつ適正な人事かを大臣に御判断いただきたいと思いますが、大臣、御答弁お願いします。

●**国務大臣(浜田靖一君)** 私とすれば、あくまでも、今の先生の御提案ではありますけれども、今、現時点でそういった考えはございませんで、逆に言えば、我々、その先生の御意見を借りるならば、今まで委任した方がしっかりとそれを把握してやってそういう結論を出したわけでありまして、今この時点で私とすれば、これを撤回してというようなことには判断が至らないと私自身は思っています。そういった意味では、今回の判断に関しては私自身とすれば間違いがないというふうに考えておりますので、そしてまた、いろいろなケース、ケースで我々もいろんな人材評価もすべての制度として今までやってきた経緯もございまして、今、先生の御提案ではありますけれども、私としては今の現時点ではそういう考えがないということだけをお伝えしておきたいと思っております。

●**風間直樹君** 時間が参りましたので、終わります。